

(平成21年11月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年2月27日、17年2月24日及び18年2月7日に支給された賞与について、標準賞与額（そのいずれも、130万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録をそれぞれ130万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月27日
② 平成17年2月24日
③ 平成18年2月7日

A社から申立期間①、②及び③の賞与支給日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与に係る賃金台帳から、申立人は、平成16年2月27日、17年2月24日及び18年2月7日に支給された標準賞与額130万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間のいずれにおいても、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年2月27日、17年2月24日及び18年2月7日に支給された賞与について、標準賞与額（そのいずれも、80万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録をそれぞれ80万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月27日
② 平成17年2月24日
③ 平成18年2月7日

A社から申立期間①、②及び③の賞与支給日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与に係る賃金台帳から、申立人は、平成16年2月27日、17年2月24日及び18年2月7日に支給された標準賞与額80万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間のいずれにおいても、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年2月27日、17年2月24日及び18年2月7日に支給された賞与について、標準賞与額（そのいずれも、110万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録をそれぞれ110万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年2月27日
② 平成17年2月24日
③ 平成18年2月7日

A社から申立期間①、②及び③の賞与支給日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁には当該賞与に係る記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している賞与に係る賃金台帳から、申立人は、平成16年2月27日、17年2月24日及び18年2月7日に支給された標準賞与額110万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立期間のいずれにおいても、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月31日から同年2月1日まで

昭和39年3月にA社（現在は、B社）に入社し、平成21年3月まで同社及び同社C事業所（A社D事業所に名称変更後、現在は全喪）に勤務した。退職するまで、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る異動記録及び雇用保険の加入記録により、申立人が継続してA社及び同社C事業所に勤務（昭和47年2月1日にA社から同社C事業所へ異動）していたことが確認できる。

また、E健康保険組合が保管する申立人に係る組合員記録により、申立人が申立期間を含め同組合に継続して加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和46年12月のA社に係る社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

佐賀厚生年金 事案 929

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 2 日から同年 7 月 1 日まで

A市のB社を昭和45年1月31日に退職した1、2か月後に、C社(現在は、D社)に勤務していた義兄の紹介で同社に入社した。2、3か月の試用期間の後本採用になり、合わせて7か月勤務した。社会保険事務所に記録照会をしたところ、同社での資格取得日が45年7月1日となっていたが、雇用保険被保険者記録が同年6月2日資格取得となっているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が昭和45年6月2日から同年11月2日までの期間、C社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は昭和45年7月1日に資格取得、同年11月3日に資格喪失と記載されており、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

また、D社に申立人の保険料控除、資格得喪に関する届出、保険料納付に関する照会を行ったが、当時の社会保険事務担当者は既に死亡している上、当時の資料等も無いためすべて不明と回答しており、同社での申立期間当時の試用期間に係る社会保険等の取扱いが不明である。

さらに、申立人はC社における同僚の氏名を記憶していないため、同僚から申立人に係る供述を得ることができず、申立人を同社に紹介してくれた義兄や当時の上司も、「申立人の入社時期及び勤務した期間についてはわからない。」と供述しているため、申立人の申立期間における勤務状況を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。